

Title	現代統制経済政策の理論的分析
Sub Title	
Author	気賀, 健三
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.12 (1942. 12) ,p.927(1)- 966(40)
JaLC DOI	10.14991/001.19421201-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19421201-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

澤木 梢(四方吉)著 愈出來

(クラシックの典雅なるルネサンスの調子たる、努くこれ
美術史研究の大道を往く雄作十箇冊を収めたる決定版。)

西洋美術史論攷

A五判 三二〇頁
(口繪一三頁)
總布裝・革貼・函入
定價八圓五十錢
送料四十五錢

澤木四方吉教授の美術史問
題の一角に我が國最初の
故一たる樹ち打を史術美的問

澤木先生は、この爲に擧げた先生の努力の跡は寔に偉大といはなければならぬ。先生は愛情を以て美術作品を觀、熱情を以て之を説き、又筆を執れば流麗、則ち珠玉の文を成した。本書は久しくその絶版を惜まれてゐた「西洋美術史研究」全二卷(岩波版)より、研究的方面の勞作のみを編んで一巻に纏めたものである。先生の文はこれ、常に啓蒙的熱情を以て書かれ、總べて所謂「古くして新しきもの」、美術史學志望者には、大指針、美術愛好者には良き伴侶たるを信じて疑はない。

(編輯者の啓蒙)

慶應出版社

東京芝田
一ノ区
電話三三〇(45)田三
一八八五一東京芝田

三田學會雜誌

第三十六卷

第十二號

現代統制經濟政策の理論的分析

氣賀健三

- 一、勢力と經濟
- 二、經濟的範疇と歴史的社會的範疇
- 三、社會的勢力の經濟理論的解釋
- 四、統制經濟に於ける國家的勢力の位置
- 五、強制經濟と共同經濟の秩序

本論文に於て私の意圖する所は、現代の統制經濟の經濟的秩序はいかなるものであるかを明かにすることにある。即ち一つの經濟的秩序としての自働的市場調節の作用を基軸として發展して來た從來の國民經濟の均衡は、今日の統制經濟の秩序に於ては何によつて可能となるか、自由競争的經濟機構の下に於て理論上保たれたる經濟的合理性

現代統制經濟政策の理論的分析

(九二七)

は、統制經濟の機構の下に於ては、いかに考へられ、又いかにして可能となるかを明かにしようとするものである。その爲に、今日、一見雜然たる形で國家の經濟的活動が次から次へと行はれてゐる所の統制經濟に於いて、國家活動の經濟に對する位置、その關係を一應形式的に整理してみることが、本論文の主たる課題である。

從來の經濟學上の問題として國家の經濟的活動や、各種の經濟政策は理論上どんな形式に於て取扱はれたかといふに、其一つは財政學の領域に於て、他の一つは、市場經濟に對する干渉としての經濟政策又は一種の勢力概念に於て問題とされたといへると思ふ。

從來の經濟學はしばしば國家を知らざる社會經濟の理論であり、社會的勢力關係を無視せる市場經濟の學問であるといはれる。かゝる批難は個々の經濟學者の論說について見れば、尊重すべきものがあるかもしれないが、姑くかゝる學說の論議から離れて、いはゆる市場經濟又は社會經濟の現實を正視するならば、それが徹頭徹尾國家の勢力によつて規制せられ、國家の勢力を利用し、又之によつて保護せられるものであつて、いはば國家的勢力を自明の理としてその背景に備へてゐることは明かである。一つの國民經濟を構成する個々の細胞としての經濟人は、決して國家的規制の外に、或は之を超へて存在するものでなく、實に國家的社會的の勢力の一表現としての各種の法律秩序に服従し、之に則つて活動する所の、國家的、社會的なる經濟人に外ならないのである。從來、經濟學の對象として一般に國家を捨象せる市場經濟現象のみを取扱つてきた事情については、それは一つには、理論的前提として國家的勢力によつて規制されたる市場經濟の機構を豫め承認してゐるからであり、二つには、かく豫定される市場經濟の現象と之に對する國家自身の經濟活動——例へば財政現象——は市場經濟の現象から一應切り離され、別個の學問分野として研究されてきたからである。

而して私は、從來の經濟學が決して國家的活動や社會的勢力を無視したものでなく、又之と相容れない性格のものでないことから、逆に、いはゆる經濟法則は諸々の社會的勢力の交換經濟的表現たる經濟的勢力の作用そのものを明かにするものであると考へたい。而して勢力なき經濟でなく、むしろ勢力としての經濟といふ考へを以て、國家的勢力がいかなる形に於て市場經濟的勢力と相容れ、相交錯するかを現代の統制經濟について、見て行きたいと思ふのである。

併し、後述する如く、勢力としての經濟とは、いはゆる「勢力説」に於いて主張される様にいはゆる「經濟法則」を否定する形に於て脱かれるものでなく、むしろ其と逆に、在來の勢力説の批判を通じて、經濟理論を勢力と統一し新しき時代的息吹きを興へることを念願とするものである。

經濟學としての發達の歴史から見れば、今日の經濟學と呼ばれるものは、近世の重商主義以來の國家的經濟政策の學やドイツに於て特に發展せる官房學から展開せられたものであるが、近世の市民社會の成立と共に、國家の指導的又は支配的なる經濟活動の意味が漸次固定するに及んで、市民社會の經濟の學として現在まで見られた様な性格を備へるに至つたのである。之と同時に他方に於て國家經濟の秩序の學としての財政學は國民經濟の學と一應分離し、主として國民經濟の外に立つて、國民經濟より強制的に獲得したる價值——價値の擔當者としての勞力並に資本の處分として把握され、例へば租税は市場經濟的國民經濟の攪亂とみられ、公企業は國家の止むを得ざる公共的干渉としての地位を一般的に承認されたに止まつた。

併しながら現代の經濟社會が市場經濟の學に對し、國家財政の學に對し要求するところのものは、從來と同一ではない。統制經濟の時代と呼ばれる現代の經濟社會は、市場經濟をあくまで市場經濟として自律的に存續せしめる

ものでなく、國家の經濟活動をば、むしろ一つの基本的な構成要素として理解することを必要とする。又財政現象をば單に國家經濟の内部に於てのみ見ないで、市場經濟との有機的聯關に於て把握することを必要とする。最近に於ける財政社會學としての財政學の展開は實に國民經濟の基本的要因としての國家の經濟的勢力の再認識を力説するものであつた(註)。

(註) 永田清氏「財政學の展開」(昭和十七年)に曰く「國家干渉の實態は何よりもまづ經濟構造との内的聯關において捉へられねばならぬ。殊に今日の社會國家、經濟國家の生長が經濟の波動、景氣の作用を通じて著しくなつたことは、國家政策の本質を露呈するものであり、從來の傳統的機能に附隨する外生的作用としての理解を一步前進せしむべき要求を提出する。かゝる要求はいかにしてみたされるか。いふまでもなく、國家の統制干渉を「一個の新しい經濟組織」として理解することである。國家の機能を經濟の作用と機構に關聯せしめて理解することである。それなくしては、もはや今日の統制干渉を、從つて經濟一般を明かにすることができない」と。(四〇四頁)

メルタン(Sultan 「Die Staatseinnahmen」 1932) は「ベームがその論文『勢力が經濟法則か』に於て觀察の範圍を狭め、最初から市場價格法則を確定的なものとして豫定してかゝつてゐることを不満とする。問題は寧ろかゝる價格法則そのものにある。ベームは價格法則内に於て作用する經濟的勢力のみを問題にして、掠奪、強盜、武力等の直接の非經濟的行動を問題外に置いた。

然るにメルタンによれば、かゝる暴力や直接行動の如きものと、「いはゆる(一)經濟法則」との間になほ「政治的勢力」がある。而して「正に『經濟的價格法則』に對する政治的勢力の影響こそ研究されなければならぬものである。然るにベーム・パウエルは——他の多くの人々と同様に——之を等閑に附する」(同書四四頁)。

メルタンが目指すのは、彼のいふ政治的勢力が經濟外的勢力として、經濟理論の外側に置かれてよいものでなく、むしろ

それ自體經濟現象の中に含まれるものであるが故に、現實的、社會學的なる經濟學は政治的勢力を中に含むもの、即ち、「政治經濟學」でなければならぬといふにある。而して政治的勢力として彼は國家の經濟活動——即ち豫算、課税——を念頭においてゐるのである。從つて財政社會學こそは政治的勢力と經濟法則との交渉を解決すべき最も適切の場所であるとされる。メルタンは曰く「蓋し資本主義社會においては國家と經濟は相互的聯關の關係にある。從つて財政理論は決して「純粹理論」でなく、「社會學的理論」でなければならぬ。純粹經濟とはある勝手なる理論的要請である。然るに歴史的「社會學的事態は政治經濟の理論への途を示す。租税理論の任務は實にまづ最初に、租税がその本質に於て價格でないにも拘らず、なほ價格體系の構成要素をなしてゐるといふ難問を解決することにある」(同書五三頁)と。

メルタンがこゝに政治的勢力と呼ぶものは實に國家の經濟活動——國家の經濟的勢力の作用に外ならぬのであつて、之を以て財政社會學乃至は政治經濟學の名稱を主張する限りに於ては、それは純粹經濟の理論と決して衝突するものではないと思はれる。蓋し問題は終始經濟の面において取扱はれるからである。而してメルタンの著書に於ては國民經濟と國家收入との交渉が主題とされてゐるのである。

國民經濟と國家經濟、市場經濟と國家財政との交渉は現代の統制經濟の時代又はいはゆる後期資本主義の時代に於てますます密接の度を増し、單に量的な擴がりには關係を深くする許りでなく、質的な意味に於ても、兩者の交渉は從來と異つた性格を備へてきてゐる。換言すれば、兩者の關係はたゞ單に相互的影響の面に於てのみ把握されないで、更に進んで國家經濟的活動を不可欠の構成要素とする國民經濟の構造が研究の對象とされなければならぬ。即ち現代の國民經濟に於ては、國家的勢力は一方に於て市場經濟の働く場を定める所の條件であると同時に、他方において市場經濟に於ける働き方を指導し規定する作用を營み、更に又國家自ら市場經濟の内部に於て、經濟

的活動を營む經濟主體をなすのである。従つて國家の收入と支出を固有の研究對象としてゐる財政學は、之を市場經濟の地盤に於て見ると同時に、財政の統制經濟的機能をも併せて考へなければならぬのである。

かゝる意味に於て經濟の勢力説的解釋は、市場經濟と國家の經濟的活動を統一する地盤を、純經濟理論の擴充に於て示すことになるのである。

更に又勢力説より企だてられる理論的擴充は、從來の一部の學者に見られる如く、勢力と分配法則との對立に於て國民經濟の問題をとり上げる許りでなく、生産から消費に至る經濟的循環の全領域において勢力が貫徹することを了解せしむるに足るものである。

即ち勢力として經濟を解するといふ逆説的なる立場からは、兩者は對立すべきものでなく、統一され、互に相容れるものとしてのみ合理的に存在し得るものと解されるのである。

經濟學上の問題として、勢力と經濟法則との關係が論ぜられる時、從來の多くの勢力説論者は、例へば現實の國民經濟に於て賃銀なり、利子なりの高さを決める因子が、いはゆる經濟法則の下に理解せられる諸要因に含まれてゐないことを主張し、かゝる經濟的聯關よりも強く、勢力的要素が價值分配の決定に参加することを説くのである。

例へばシュトルツマンはしばしば「生産手段の所有者の社會的勢力のみが生産物の分前の大きさを決定すると説く。」
(註)

(註) シュトルツマンの勢力説の見解の曖昧不徹底は、ヘーム・パウエルクが既に指摘せる所である。 Böhm-Bawerk: *Gesammelte Schriften*, 1924. "Macht oder ökonomisches Gesetz?" 參照

又ツガン・バラノウスキーは限界效用説を一應正しいと認めるにも拘らず、生産要素の價格形成、即ち分配論に

關する限り、之を價值法則の問題とせず、社會的階級的勢力關係のみの説明すべき所と考へる(註)。

(註) Tugan-Baranovsky "Die Soziale Theorie der Verteilung", 1913.

又我が國に於て高田博士は一應一般的均衡論の立場を承認し、然る後に第二次接近の意味で勢力の作用を説かれるのであるが、此場合、勢力の作用が經濟法則の作用を否定する意味で説かれる點では、前記の勢力説論者と一脈相通するものがある様である(註)。

(註) 高田博士の勢力説に就ては、筆者は本誌昭和十七年二月號で紹介批評を試みた。

一見した所、確かに、現實の社會に於て、幾的人爲的施策は、經濟現象に種々なる影響を及ぼしてゐる。經濟理論が説明する通りの分配關係は必ずしも現實の經濟人の間に見られない様である。

併し、經濟理論はかゝる事態に對して盲目であらうか、或ひは又無力であらうか?

事實に於て、確かに多くの勢力が經濟の分配過程に影響する。ある種の勢力は明かに經濟法則に對立し、之を妨げんとする。

例へば國家が競争的市場に對して最低賃銀の法令を發布し、暴利取締令を施行し、社會改良家が労働賃銀引上げを主張せんとするが如きは之に屬する。戰時に際してしばしば實施される數多の統制經濟法も亦之に屬する。併し實質上の問題は、單に勢力が作用するといふ事實だけでなく、かゝる勢力の作用が經濟法則をいかに曲げるか、曲げた場合にいかなる影響が生ずるかといふことである。

然るにかゝる問題の解決、否な、かゝる勢力の作用の成否は、實に分配法則がそれ自體諸々の經濟的勢力の綜合的

關係を表現するものに外ならぬことを自覚する時に始めて可能になるのである。換言すれば、賃銀がどれだけの高さに定まるか、利潤はいかにして生ずるかは、それ自體諸々の經濟的勢力の相互交渉の結果として見られるのであるから、その分配關係を變更せんとする企ては、單に勢力關係の結果たる賃銀額や利潤率のみを對象とすることは無意味であると思ふべきでない。故に經濟法則の結果として見られる現象に作用せんとする勢力は、より根本的に、かゝる結果を生む所の勢力關係そのものに對して作用して行かなければならぬのである。

即ちある新しい勢力が既存の分配關係に働きかけるのは、根底に於てかゝる分配關係を生み出した所の勢力關係に影響を及ぼすことを意圖するものでなくてはならないのである。然かも末梢的なる價格現象に直接働きかけることは、塵爲政者や社會改革家にとつて最も目につき安く、一見いかにも簡單な方法として見られるのである。それがやゝもすれば基本的勢力關係を顧慮しない結果は、當該勢力の働きかけた意圖は容易に實現のできない次第となるのである。

故に分配關係に直接働きかける政策は、根本に於ける勢力關係の變更を目的としないう限り、かゝる勢力關係から受ける反抗によつて一定の限界を劃されるものと見なければならぬ。從來の幾多の社會政策上の主義主張や實際の施設が、分配關係の修正、改革を中心とする限りそれは結局既存の勢力關係の埒の外へ出ることのできない運命を約束されてゐるといふ批評が、しばしば社會主義者の側から發せられたが、それは正しい評價である。

分配論上の問題としてみたる勢力と經濟法則が對立するものでなく、寧ろ統一せられるべきものであることは、既にベームの歴史的論文に於て暗示され更にシュムペーターの論文——「Das Grundprinzip der Verteilungstheorie」 Archiv. Sozialwissenschaft und Sozialpolitik. 第四十二卷、一九二六—二七、所載——に於て更に明瞭且つ徹底的

に説明された所である。

このことはすでにたび／＼説かれた所であるが、こゝに詳説して經濟理論と勢力との統一の次第を明かにしよう。

二、經濟的範疇と歴史的社會的範疇

今日の資本主義經濟組織の社會に於ける人々の經濟生活は、周知の如く、原則として交換市場の組織を通じて營まれる。即ち各人は一方に於て生産者として、他方に於て消費者として、何れの場合にも市場組織の一構成員として生産に参加し、所得の分配に預かる。經濟理論は複雑なる市場機構を單純化し、一應完全競争の支配する交換經濟の社會を想定し、各人の經濟生活が總て此組織内で營まれることを假定する。各人が何等かの欲求を満たす爲の努力は經濟的には、その人がどれだけの交換價值(貨幣所得)を獲得しうるかによつて測られる。即ち各人が經濟的價値の生産に参加するその代償として受取るものがその人の所得である。

經濟理論的に言へば、價値の生産に提供せられたる各種の生産手段が、いくばくの價値の生産に貢献し、いくばくの價値が各種生産手段に分配せられるかといふことである。この問題を交換經濟の内部に於て取扱ふ限り、之に對する一般的な解答は、例へば労働についていへば、労働の價値はその限界的生産力に等しいといふのである。又資本には利子が、土地には地代が、企業行爲には正又は負の利潤がそれ／＼相應する價値として説かれる。

即ち經濟理論は各人の經濟活動とその所得との關係を、個人的所得形成の問題として捉へるのでなく、生産手段の價格形成の問題として觀察する。換言すれば經濟學上の分配の意味は所得の個人的分配でなく、社會生産物の價値の各生産要素に對する機能的分配をさしていふのである。*

* 個人的分配と機能的分配との區別は學說史上クラーク(C. B. Clark)に初る。それよりベーム・パウエルク、シュムペ

ーター、ランダーワア等によつて踏襲せられた。次に参考までにベーム・バウエルクによる定義を紹介する。

「機能的分配は、生産に参加せる各種の要素が、いかなる鍵に従つてその貢献せる生産的機能に對して酬はれるかを決定するのである——その際、當該機能を果たした人とは無關係であり、且つ又ある具體的な個人がかかる機能に大なり小なり手傳つたかどうかも無關係である。即ち機能的分配は國民的生産物全體が、勞働賃銀、土地地代、資本賃子及び企業家利潤の大な範疇に分解せられることを我々に示してくれる。「個人的分配」は之に反し、各個人が國民的生産物全體から自己自身の爲に獲得する割前の大きさを示すもので、その際、各人がどの機能に従つてそれを獲得するか、又唯一つの機能が多數の機能を同時に果して、それに對して受取るのかどうかといふことは無關係である。」(Böhm-Bawerk: Gesamthe Schriftcn, 二九八頁)

而していはゆる經濟法則とは主として實にかゝる生産手段の價格形成の原理、機能的分配の原理を中心として説かれるものに外ならない。——勿論之だけが經濟法則の全部ではないことは明かであるが、その代表的なるものとして之が解せられるのを常とすることは承認されてよい。

然るにかくの如き分配法則はしばし人によつて純粹經濟的範疇に屬すといはれ、歴史的、社會的範疇でないとい説かれる。その意味する所は、純粹經濟的範疇の概念が、いかなる歴史的時代、いかなる社會的法的組織の下に於ても妥當する概念であるに對し、歴史的社會的範疇に屬する概念が時代と社會組織とによつて變遷するといふのである。故に例へば機能的分配の法則が純粹經濟的範疇であるといふことは、賃銀なり利子なり地代なりの發生、成立がいかなる社會組織の下に於ても見られ、此等の價値の發生を否定することはいかなる社會的改革を以てするも不可能であるといふ結論を齎らす。然るに若しこの分配法則が歴史的社會的範疇であるならば、社會組織の變革は、新しき

社會組織の制約下に新しき分配法則を示すことになるのである。

* 社會的法的概念の強調は近年の社會的法的學派(K. Diehl, R. Stolzmann)によつて代表されるが、その先驅者としてディールはロッドベルタス(Rodbertus)・アドルフ・ワグナー(A. Wagner)等をあげてゐる。ワグナーに在つては國民經濟の國家性、歴史性を力説することが主たる目的であり、當時の古典學派の私經濟的觀察の欠陥を補はうとする意圖に出づるものであつた。

然るにシュトルツマンやディールにあつては、論點を純粹經濟的概念と社會的法的概念との方法論上の對立に移され、前者は國民經濟の社會的法的性格を全然無視するものと解され、後者の方法によつてのみ、國民經濟の具體的現實的な眞の理解ができると主張されるのである。

例へばディールはアモンの——社會的秩序として個人主義的交換經濟の組織を規定せる——方法論を批難して次の様に述べてゐる。「人間の心理的衝動から一定の經濟法則を抽象するか、然らずんば、社會組織の形態に遡るかどちらか一方でなければならぬ」(Diehl: Theoretische Nationalökonomie, 第一卷四〇七頁)云々。

シュトルツマンは「自然的範疇」と「社會的範疇」とを區別し、後者は人間の社會的性質や、時代々々に變遷する歴史的なる共同生活並に協同行爲の法則や、組立てられたる勢力關係、法規關係などから生ずる諸種の條件を包括する、それは人間が意思の自由なる存在として自らその根柢に規定したものであり、その限りに於て人間によつて變更しうるものである」と説明してゐる。(Stolzmann: Die Soziale Kategorie in der Volkswirtschaftslehre, 八頁)

而してこのシュトルツマンこそは、純粹經濟的なるベーム・バウエルクの觀察方法を批難し、限界效用説に基づく分配法則を「自然法則」と解し、以て經濟學に於て「社會的範疇」が優越すべきことを強調したのである。彼はこの最初の著書について受けたベームの批評に抗議して、その第二著「Der Zweck in der Volkswirtschaft, 1909」に「ベームは自

ら自然的範疇と共に社會的範疇をも併せ認める所の折衷主義の立場をとるものと自認してゐるが、事實に於て彼の説く價值、價格の理論は純粹經濟的であり、「自然的範疇」に屬すると。若しベームが子の批難に答へて「社會的勢力」を經濟の中に考慮するとすれば、それは必ずや彼の「認識原理の根本的變説」なぐしては行ひ難いであらう。純粹經濟的觀察方法の迷路から社會的現實へ手引の綱は導いて行かれぬことを予は詳説するであらう。限界效用説はその高慢なる孤立化の爲に不毛の呪を受けてゐるのである」と(同書六三頁)

ベームの論文「Macht oder ökonomisches Gesetz」は一つにはシュトルツマンのこの批判に答へるものであつた、而してその解答は要するに既に述べた様に「社會的勢力は經濟法則の内部に於て、經濟法則を遂行するものである」といふことであつた。

純粹經濟的法則がある「自然法則」であり、人爲的に犯し難い不變的法則であるとする如き考へは、彼の頗る意外とする所であつた。ベームは既に以前にこう述べたことがあつた。「今日、財貨の分配に對して社會的に設けられた制度や施策の影響を否定せんとするものは、愚者にちがひない」と。

純粹經濟的觀察乃至その法則を以て自然的範疇、自然法則と見る解釋は、現代に於ても必ずしも、全く消失した譯ではない。例へば現代ドイツのゴットル學派の財政學者ラートは次の如き文句を以てその著「勢力と經濟法則」の冒頭を飾つてゐる。

「勢力と經濟法則との關係に就ての問題は經濟に對する國家の根本關係に關するものである。若しも經濟の全體の構成をそれ自身の内から決定する法則を立證することに成功するならば、その場合には此領域に對して國家の行動はどんな形で實行されようとも不要である許りでなく、有害でないとするれば無意味であることになる。これが爲め、經濟は國家を外にして境を限定し、その自己法則性に於てそれ獨特の體系を保持する(Rat「Macht und Wirtschaftsgesetz」1933 一頁)

拙稿、本誌三十五卷十二號、六二頁參照)

近年、カール・ラングウアは上記のベーム・バウエルクやクラーク流の定義による機能的分配と個人的分配との區別に不満を抱き、兩者の相違は恰もシュトルツマンにおける如く、純粹經濟的範疇と社會的範疇との區別に對應するものゝ様に説いてゐる。即ち彼によれば、機能的分配とは、「すべていかなる合理的經濟に於ても生産並に消費の一定の自然的條件の下に於て、個々の生産手段に對しその生産的給付に關聯して認めざるを得ない所の重要性」を表示するものであるとされる。而して此重要性が個人的所得の基礎になるかどうかは問題にされないのである。従つてかゝる意味の分配額の決定は「たゞ單に一定の社會組織や階層と關係がないばかりでなく、あらゆる種類の階級形成、法的秩序、道德習慣の影響等一般に『歴史的—社會的範疇』として擧げる所の諸要素とは全く無關係に安當する(六註)ことになる。

註 Carl Landauer Grundprobleme der funktionalen Verteilung des wirtschaftlichen Wertes, 1923 一三三頁

然るにクラークやベームの定義によれば、機能的分配は單に交換經濟の内部における上記の諸要素の作用が捨象されるに止まり、交換經濟の與件そのものは捨象されないと云ふ。

ラングウアは機能的分配が交換經濟の社會でも社會主義の經濟社會にも當蔽ると説くのである。然らば勢力と分配法則との關係はいかに解すべきであらうか。

こゝに於て彼は頗る興味深い區別、即ち經濟的勢力と經濟外的勢力との區別をもつてくる。機能的分配は勢力乃至は勢力的利益の分配を意味するものではなく、單に生産要素の分け前を規定するに留まる、それはある程度まで勢力の現象を捨象するものである。然るに交換經濟といふ一つの社會組織の下に於ては、各生

産要素に對する價値の分配そのものが、一定の社會的なる勢力の要素の伏在の結果と見られる。交換經濟に於ては一個人の有する經濟的勢力の程度は當該個人によつて代表せられる生産要素の分け前に依存する。それ故に、經濟的勢力より生ずる利益の高さは機能的分配の分け前から読みとることが出来る。併し經濟的勢力は交換經濟の中のみ存する。…それ故に卒直にこういつてもよい。經濟的勢力は機能的分配の中に表現されると註。之に對し個人的分配を規定するものは經濟外的勢力である。例へば勞働の價値が勞働者に歸屬するかどうかは、勞働者が自由であるかどうか、奴隸制が許されてあるかどうか、私有財産制度が認められてあるかどうかによつて影響されるのである。

註 Ladauer 同書二四二―二五頁參照。

ランダウアの分析は頗る鋭いけれども、果して、限界效用論なり一般的均衡論の學說が説いてゐる分配法則が「社會的範疇」と對立せる意味の「純粹經濟的範疇」であるかどうかについては首肯し得ないものがある。従つて又經濟的勢力と經濟外的勢力との彼の區別も亦必ずしもそのまゝでは認し得ないものがあるのである。

先づ第一に我々の考へてゐる經濟法則は決してランダウアのいふ様な「生産と消費の自然的條件」のみを前提とするものではないのである。一定の社會組織も亦一つの經濟組織として當然與へられたる條件でなければならぬ。一定の生産技術、分業的生産方法、所有する財貨の處分に就ての原則としての自由の保證、等々は何れも經濟生活の營まれる場所に關する社會的前提であり、經濟學上のいはゆる與件である。かゝる社會的前提に従つて營まれる人々の經濟生活、經濟活動はそれ等に應じたある結果を示すに相違ない。その意味に於て、經濟法則は總て社會的法則であり、社會的範疇に屬する。勞働の限界生産力に關する法則も、土地の地代の法則も何れも社會的法則である。

る。

が併しそれは同時に純粹經濟的法則である。一切の他の觀點から嚴密に區別し、純粹に經濟的面を取擧げて方法上のアウトノミーを貫徹する意味に於て純粹經濟的である。

それ故に「純粹經濟的範疇」と「社會的範疇」とを對立させることは無意味であり、方法論上からも正しくない。

併しながら、地代の法則なり、利子の法則なりが、歴史的社會的範疇であるか、それともあらゆる社會的制約を超へて存在する「自然的範疇」に屬するものであるかは、又別個の問題であり、問題のそれぞれについて考察しなければならぬ。

例へばシュムペーターが適切に例示してゐる通り(註)、人々の所得が市場における價格の形成を通じて形成されることは事實であり、交換經濟組織でない他のある經濟組織の下に於て異つた形態をとることは明かであるが、そのことは直ちに地代なり利子なりが交換經濟の下に於てのみ見られる社會的法的範疇であつて、他の經濟組織の下に於ては見られないものであるといふことにはならない。こゝにクラークやベームのいふ個人的分配と機能的分配の意味があるのであつて、經濟理論は生産要素の生産的給付、生産手段の價格をこそ論ずるが、かゝる生産手段の所有者の生産的給付やその所得を直接の問題として取扱はないのである。併し生産手段の生産的給付や、その價格の形成の過程が常に一定の社會的範疇として取擧げられてゐることは改めて説く要をみないほど自明の事柄である。

註 Schumpeter 前掲書一七頁以下參照。

例へば彼は曰く、「若しこの區別(機能的分配と個人的分配の區別)をアダム・スミスが理解してゐたならば、勞働者がその奉仕する主人をもたず、土地が勞働者以外の人に占有されてゐなかつた場合に、あらゆる収益は勞働所得となるであら

うとはミスはいはなかつたであらう」と。

例へば地代法則は、交換經濟の下に於て、ある土地にどれ程の價值が歸屬せられるかを明かにする。それは一定の經濟的見地の下に明かにせられるものであつて、我々のいふ純粹經濟的觀察によつて把握される。併し地代は單に交換經濟の下に於てのみ見られるばかりでなく、假にリカードの地代學說や、限界生産物としての地代の成立の説明が正しければ、共產主義的社會に於ても見られるであらう。この意味に於ては、シュトルツマン等のいはゆる「純粹經濟的範疇」であるともいへる。

然るに利子や企業家利潤の場合には事情は之と些か異なる。此等の現象の説明に關する限り、それは純粹經濟的範疇として把握されるが、シュトルツマン流の區別に従へば、利子は、ペームの時差說、カッセルの待望說等に據る限り同じく純粹經濟的範疇であるが、シュムペーターの動態說、マルクスの搾取說に據れば社會的範疇となるであらう。利潤に至つては一般の定説として社會的範疇と解せられてゐる。

之によつて明かなる如く、純粹經濟學が説く所の諸々の經濟法則はすべて皆社會的法則であるといつてよい。併しそれが歴史を貫徹して、あらゆる種類の社會組織の下に妥當するかどうかは一つ／＼の經濟法則についてその内容を検討してみなければならず、一概に何れか一方の範疇に入れ込んでしまふことは慎まなければならぬ。

然るにこゝに經濟的法則を抽出する所の純粹經濟的觀察そのもの、性格に關してなほ疑問が残るかもしれない。即ち方法としてのアウトノミーを經濟の世界に限定することが正しいかどうかといふ疑ひである。此場合、正しいかどうかといふことは合目的性的の問題として、即ち現實の理解の爲に適當してゐるかどうかの問題として解釋されるであらう。然りとすれば、疑問は方法論の領域に於てなく、實質的な領域に於て解決されることを要する。

元來勢力説がいはゆる經濟の自律性を否定せんと主張するのも、その根本の理由の一つはこゝにあつたといへるのである。換言すれば、勞働賃銀なり、資本利子なりが、經濟的必然性によつてのみ充分に説明されるものでなく、それ以外の要素即ち社會的勢力によつても同時に影響される——極端なる主張にあつては社會的勢力のみによつて決定される——ことを主張せんとするのである。

方法としての經濟の自律性を主張することの正しさは、故に賃銀法則なり利子法則なりが現實の事態を説明し得ないかどうか、かゝる法則を否定する意味で「社會的勢力」が現實に分配を規定するかどうかといふ一番最初の問題へ戻ることになる。

而して之に對する我々の答は、經濟法則そのものが一定の社會的勢力關係を前提としてその上に立てられてゐることを指摘すれば自づから明かであらう。即ち勢力關係は經濟法則と相並び之を排除する意味で分配を規定するのではなく、むしろ前後の關係に於て分配を規定するのである。

經濟理論的には社會的勢力關係は一應いはゆる與件として理解される。即ち自由競争の交換經濟の組織とか一定の獨占又は準獨占の型の前提は、とりもなほさず、社會的勢力がいかに經濟を規定するかを具體的に示したものに外ならない。然るに、ある社會的勢力が交換經濟の組織を生み出し、獨占の型を生み出したといふことを歴史的に、社會學的に説明し得たとしても——例へば原始的蓄積の說を想起せよ——それだけで價值、價格、分配の關係が明かになるであらうか。生産技術の進歩、支配階級の政治的權力、新興階級の物質的勢力が現代の資本主義基構を生み出す上にいかに作用したかを歴史的、實證的、社會學的に明瞭ならしめることができたとしても、その説明自體が資本主義經濟組織下に於ける價值法則の説明となるであらうか。ある種の生産手段が政治的暴力によつて私有せ

られたといふことから直ちに價値の分配が暴力的に行はれたといふ結論は生れてこない。然るにこの關係を明かにするものこそ即ち經濟理論的研究に外ならないのである。一定の財産を所有するといふことから當該經濟機構の下に於ていかにしてその所有者に一定額の社會的生產物が歸屬するかを明かにするものが即ち我々の價値法則であるのである。

假にツガジ、バラノウスキーの説に従つて、資本家と労働者の間に社會的對立があり、前者は後者に對して優越せる勢力がある故を以て、前者が價値を搾取することが事實であるとしても、純粹經濟的なる價値法則は決して之を否定しないで、寧ろ之を説明するのである。即ち、労働者が資本家との契約に際して、低い社會的地位、財産のない爲に劣弱なる抵抗力、その日／＼に賣却しなければ殆ど全く消耗してしまふ労働力なる商品の特性其他の特殊の條件に基づいて賃銀が概して低いとすれば、此等の事情は決して價値法則の否定でなく、寧ろそれは價値法則の成立の前提としての特殊の市場條件を爲すものとして、價値法則を通じて考慮されるのである。かゝる特殊事情は經濟的にいかに作用するかを明かにするものは實に價値法則に外ならないのである。而してかゝる特殊事情は決して労働市場のみに限られるものでなく、その他の商品にも附隨するものである。經濟理論に於て、多くの獨占、準獨占の型、不完全競争の前提の下に於て、特殊の獨占價格の形成が説明せられ、或は又需要の伸縮性如何に應じて各種の商品について特殊の價格法則が説明されてゐることを想起するならば、此間の事情は自づから明かであらう。*

* 例へばシュムペーターの指摘する通り、餘剩價値の搾取の學説は最も強く勢力の要素を力説するものといつて差支へないが、いかに資本の蓄積が政治的勢力の産物であるか、いかに私有財産制度が成立するに至つたかを説明しても、それのみで利潤の搾取の理論として不十分であることは明かである。そこには餘剩價値の成立の理論が純粹經濟的になければならず、事實その經濟理論は周知の如く我々の前に提出されてゐるのである。此學説こそは經濟社會學的研究と經濟理論的研究との融合を示したまごとな手本である。

シュムペーターの次の言葉は經濟理論と經濟社會學との區別の意味を明かにする簡明な表現として参考に値する。「例へば氣候が經濟を決定するといつて満足するのは、勢力關係が經濟を決定するといふのと同様に理解できることであらう、兩者の言は同じ意味に於て正しく、同じ意味に於て不十分である。勢力關係は「指定する」、併し此指定がいかに作用するかは當該勢力關係以外の他の諸要素に依存する。複合せる諸原因が相互に區別しうる場合にはその一つ／＼を研究する爲に、爾餘のものは「與件」となり、その一つ／＼に就て方法上自律的なる特殊の理論があることになる」と。(前掲書 一六一―一七頁)

經濟法則は社會的勢力を内に含むものであるといふ我々の解釋は、故に社會的勢力によつて否定されるものではないことは明かな次第であらう。

たゞ我々はこゝでいかなる社會的勢力がいゆる經濟法則の中に含まれてゐるのかを注意しなければならぬ。蓋し經濟理論が取上げる世界は決して現實の社會に働く各種の勢力關係をすべて残らず包括するものではないからである。

從來の理論經濟學に於ては先づ基本的なる型として完全競争の支配する交換經濟の社會を前提とする、此前提の下に於ては例へば法律的秩序としての私有財産制度、契約の自由、營業の自由、住居移轉の自由等の如き經濟組織形態に關する外的條件は暗黙裡に與件として認められてゐる。而して經濟的勢力とは、總てこの前提を通じて作用

する所の個人的、又は國家的の諸勢力を意味するものとされる。而してかゝる組織を経ないで直接に作用する勢力が一般に經濟外的勢力として理解される。多くの論者が經濟法則に對立するものとして「社會的勢力關係」を云々する場合に、かゝる經濟外的勢力を意味するのが通例である。例へば國家の權力が直接に市場經濟の現象に作用して或は租税を徴收し、或は關税を附加し、或は補助金を特定企業に供給するが如き、或は又個人的なる暴力——掠奪、鬭争——によつて一定所得を獲得せんとするが如きは之である。

かゝる經濟外的勢力がいかなる經濟的意味をもつかは然るに經濟理論の解明すべき課題であつて、社會學的にその研究を委すことはできない。併し前提としての經濟組織がいかにして成立したか、いかなる事情に基づいて經濟外的勢力が經濟に直接に働きかけてくるかは、經濟理論のみを以て明かにすることはできず、社會學的研究の助けを藉りなければならぬ。こゝに經濟理論と經濟社會學の密接なる協同作業の確認さるべき理由があるのである。

經濟理論は更に一般的、抽象的なる經濟の世界を一層精密にし、現實理解へ更に接近せる意味に於て各種の不完全競争の理論を展開する、獨占、準獨占の諸種の型は即ち之である。勢力説の代表者が説く「社會的勢力」の中には、經濟理論的に獨占として理解せられるものが相當に多い。例へば労働者の獨占的組織としての労働組合の勢力企業家の勢力としての獨占的組織、國家の法令に基づく特許權制度の如きは之に屬する。此等の社會的勢力は、交換經濟の内部に於ては獨占としての經濟的勢力に翻譯せられるのである。

以上の意味に於て、「社會的勢力」は交換經濟の機構を規定するものとして、然かもこの規定を通じて經濟現象に作用する時に、「經濟的勢力」として把握されるのである。この限りに於て、經濟的勢力といふも、經濟外的勢力といふても、異つた二つの勢力ではなくして、同じ社會的勢力の作用の仕方の相違によつて區別される過ぎない。

三、社會的勢力の經濟理論的解釋

然らば、社會的勢力はいかなる形に於て經濟理論の中に攝取され、且つ表明されるのであるか。

次は此問題を労働賃銀に關する經濟法則について簡単に説明して見よう。蓋し、労働の決定こそは、これまで勢力説論者によつて最も熱心に論議されたものであるから。

今日一般に定説として、労働の限界生産力説が通用する、我々の議論は先づ此説明を正當なものとして出發する。現實の市場に於ては、労働に關して完全競争を妨げる自然的條件や社會的事情がある爲に、労働は必ずしも限界生産力と一致しない。併しこの事は限界生産力説が誤つてあるといふ證據ではなくして、それがたゞ具體的なる特殊事情を考慮しないといふことである。故により特殊の場合を生産力説が考慮に入れることに依つて、社會的勢力と經濟法則の對立は解消するのである。

市場經濟理論が價値の分配法則に對立する意味で説かれたる社會的勢力を解消せしめるその仕方は、次の三つの經濟的概念にあると思ふ。その一つは「獨占」の種々なる市場型態であり、その二は、生産手段の供給の伸縮性又は經濟的移動性が、その三は、需要の伸縮性の概念即ち之である。

先づ第一に、ある種の社會的勢力は獨占の經濟的勢力として把握される。

例へば國家の專賣制度、特許權制度、労働組合の勢力、カルテル、トラストの勢力は即ちそれである。

イ、労働の供給に獨占のある場合、労働組合が一つの市場に於ける労働の供給について獨占的又は準獨占的地位を保つならば、その經濟的勢力がどれ程の賃銀引上げが可能であるかは、量的に把握し難い要素が働くことは明かである。而して此場合、當該組合の團結力の程度、鬭争的戰術の巧拙、之に對する一般輿論の動向、國家の態度、企

業家の對抗力等、いはゆる「社會的勢力」の中に含まれる諸要素は確かに賃銀形成の上で直接的要件をなすものである。労働組合の勢力が頗る強く、一定産業に對して、他の労働者の移入を絶對的に排除しうる程鞏固である場合には、當該産業に對し労働組合は獨占的なる供給者として、完全競争下に於ける限界的生産力以上の労働賃銀を獲得することができるであらう。

併しその獨占的勢力は決して無制限であり得ず、短期又は長期の結果に於て、當該労働の生産物に對する需要の伸縮性の大小如何によつては、些少の賃銀引上げが一部の労働者の解雇となり、或は全體としての當該生産物の減退の如き部分的不利益の反動的影響を受けることを免かれることはできない。但し動態的に觀察して、高賃銀が企業家を駆つて機械の代用を刺戟促進せしめ、新しき生産方法が以前よりも相對的に低廉なる生産費を以て企業を経営することを可能ならしむる場合も實際的に考へられる。この事が社會的生産物の増加となり、一時解雇されたる労働者が再び吸収されることもありうるのである。此等の經濟的聯關は、獨占、準獨占の諸々の型に於て今日精密なる研究が積みつけられることは周知の如くである。

ロ、労働の需要に獨占のある場合、一つの市場に於て労働の需要が獨占されて、労働者は他に労働の機會を求め得ない場合には、労働賃銀は必ずしも限界的生産力に一致しない、之よりも下方に賃銀が定められることがある。理論的には、生活最低限度以下にすら賃銀が引下げられることも可能である。強ひて最下限を求むるならば、労働者の受ける労働の苦痛と、與へられたる賃銀より受くる實質收入とを比較して、收入を獲得せざる場合の缺乏の苦痛又は満足(即ち労働せざる)ことより得られる消極的なる苦痛回避の満足)が労働の苦痛又は満足(即ち労働收入より得られる満足)に合致する極言まで働くといひ得るであらう。これ等の苦痛乃至満足は勿論主觀的、精神的なる

もの(必ずしも心理的感性的なるものには限られない)であり、各人の労働そのものに對する心構へによつて相違する。併し獨占的企業家の勢力はかゝる低位に賃銀を定め得ないのが普通であり、労働者の反抗輿論の動向、國家の調停監視、企業家の一般社會的關心等によつて、それ以上の何れかの點に賃銀を決定する。殊に實際市場には労働需要の絶對的獨占は殆どあり得ず、他産業に労働の機會を得る途があるのを通例とするから著しく他の市場の労働賃銀と離れたる賃銀を定めることは獨占企業者によつても不可能であるといつてよ。

けれども、若し國家が絶對的強制力を以て他の競争的労働機會を全く隔絶するならば、かゝる最底限に、又はその以下にすら賃銀を規定することは可能である。併しかゝる低賃銀の下に於て、労働者が労働によつて満足よりも苦痛を一層深く味ふのみとするならば、一般に労働意思が著しく低下するし従てその生産能率も減退するであらうことは想像に固くない。そこに國家的勢力の有効限度が見られるであらう。

ハ、労働の生産物の供給に獨占のある場合、労働の價格は必ずしも當該産業の限界的生産力とは一致しない。企業家は獨占的利潤を總て自己の掌中に收め、それは労働者の懷中に分配されぬことがあり得る。かゝる場合、何等かの勢力の作用によつて賃銀の引上げが當該産業にのみ行はれ、しかも他の産業から労働者の流入するのを阻止することができるならば、労働者は反動的不利益を受けることなく、より高い實質收入を確保することが可能であらう。

ニ、労働市場の双方に獨占のある場合、賃銀の決定は頗る不安定である。こゝには、いはゆる社會的勢力が働き、當事者の態度、駆引が作用する典型的なる場合がある。而して競争下にあるべき均衡點の上下何れにも定まる可能性がある譯であるが、ある一つの點に定まつた場合に生ずる反動的影響を避けることはできず、そこには一定の經

濟の論理が支配する。

總じて、企業家の間に獨占又は準獨占の勢力が保たれてゐる場合には、労働賃銀の「勢力」による引上げが獨占利潤の限界内に於て、直接に労働者の不利益を惹起することなく、可能であるといへよう。併し一般的に見て、労働所得が企業家の所得減退の犠牲に於て増大することは、反面資本の形成を阻害する傾向をもつ。蓋し、一國に於ける貯蓄に基づく資本形成は、労働所得の中からよりも、一層大く企業家の収入の中から期待せられるからである。併し、貯蓄よりする資本形成の遲滯が必ずしも國民經濟上不利益なる結果を齎らすとは限らぬことをこゝに附言しておく。

社會的「勢力」を經濟的に考察する第二のものは供給の伸縮性、即ち生産要素の移動性の概念である。移動性とは市場に於ける價値の變動に應じて、より大なる價値の獲得の機會に向つて移動するその可能性と速度をいふのである。従つてその爲に必要な地域の移動性は勿論、労働の職業的移動性もその中に含まれるし、又他の生産要素との代替可能性及び時間的なる價値移轉の程度もその中に含むものと解すべきである。此等の事情は、約言すれば、供給の側に於ける生産要素の競争の完全さの程度を表するものといつてよ。

イ、この意味に於ける移動性の大小は、労働なる生産手段の特性に基づいて、地域的移動性に關する限り比較的劣等である。労働者並びにその家族の移轉の費用、新しき地域に移ることの不安、危険、之に對する住みなれたる土地に對する愛着や、便宜、習慣的、社會的惰性等は市場に於ける競争を不完全にし、又別々の連絡の薄い市場を並存せしめることになる。かゝる労働の移動性に對する障害は、逆に資本の移動性によつてある程度償はれるとしても、實際に賃銀と限界生産力と一致せず、その高さを異にする賃銀が同一の仕事について、同一の産業に成立

することを可能ならしめる。逆にいへば、ある「勢力」がこの移動性を妨げうる限度に於て、差等をもつた労働賃銀を定めることが永續的に可能である。

更に又、労働力は時間的に保存、貯藏することの不可能なるものであり、従つて市場の變動に對して適應する能力に於て、自ら供給を調節する力に乏しい。一般に、労働者は資産と信用に乏しいのを常とするが故に、又、その生産費用による調節は事實上殆ど見られないのであるから、量的にも時間的にも調節の比較的容易な他の生産要素と較べて、労働者の經濟的勢力は弱いものと見なければならぬ。此弱點を利用して、労働賃銀はしばしば、限界的生産力以下に定められることがあるであらう。之に對し労働組合、社會保險の制度施設等は、彼等の經濟的地位を高めて、限界的生産力に等しい點まで賃銀を永續的に引上げる可能性をもつであらう。

ロ、移動性の大小は市場に於ける社會組織に依存する。例へば教育、交通、通信の制度、信用、保險の制度の整備と、之を利用しうる人々の能力は労働者をして、地域的にも時間的にも、職業選擇の範圍についても、その移動性を大くし、労働者の經濟的勢力に多大の影響を與へる。かゝる制度の發達によつて、競争力が大くなることが労働賃銀に及ぼす影響は一樣ではない。例へば以前には競争にさらされることなく、特權的地位にゐた労働者は、新競争者の爲に脅かされ、その準地代的なる部分の労働賃銀を失ふおそれがあるけれども、他方に於て、狭い市場に限られてゐた労働者はより廣い市場と地域的にも時間的にも、選擇する機會を得て、より高い限界的生産力を發揮することができる様になるであらう。

一般的にいつて、労働の移動の可能性が増大することは、労働のよりよき利用を意味し、實質的には労働の供給量の増大と同じ結果を意味する。その限りに於て労働の限界的生産力は低下する譯であるが、他方に於て労働が全

體としてより生産的に使用されることになる限りに於て、労働の實質的所得は増大する可能性のあることを示してゐる。

ハ、生産手段の經濟的移動性は、既に投入せられたる生産費用の高さにより、又生産手段が生産の最終段階たる消費に至るまでの期間の長さに依存する。

之を労働者についていふならば、特殊の智識、技術、熟練を要する労働は、かゝる移動性が低く、その限りに於て、需要の増加に對して迅速に供給の増加することは容易でない。その爲に、一種の準地代的收入を享得することがあるであらう。が逆に此種の労働者にとつて不利の場合には、彼等は職業を轉換するよりは寧ろ其時の労働の機會の下に於て、一層低い賃銀に甘んじたり、或は全く労働しないで、他日の好機會の恢復を待つといふ態度にすることも考へられる。かゝる事態は例へば誤れる投資の場合と等しく、企業家が一時的損失を忍んでも、將來を期待してその事業を繼續することがあるのと同然である。

以上に於て競争市場を規定する特殊條件の二つの場合を明かにしたが、かゝる事情に基づいて、必ずしも限界生産力に一致せざる労働の價格が一つの市場に成立するとして、それがどんな經濟的效果を齎らすかを理解する爲には、我々は更に勢力作用を把握する第三の型として需要の弾力性又は伸縮性の問題を考へなければならぬのである。

例へばある獨占的勢力がある産業に従事する労働の價格を一齊に引上げた場合に、それがどんな結果を生むかは、實に當該労働に對する需要の弾力性に依存するからである。即ち需要の弾力性の種々なる程度に従つて、當該労働の經濟的勢力に種々なる相違のあることが明かであるからである。

需要の弾力性に關する研究はマーンシャル、ピグーによつて著しく精細に進められた、こゝにピグーに従つて弾力性を規定する四つの條件をあげるならば、

第一には、ある財貨に代用財があるかどうか依存する。代用財を持たぬ商品は伸縮性が非常に少い。之に反し多くの代用財を有する財貨に在つては伸縮性の程度は大い。之を労働者について言へば、單純なる作業であつて、他の職業から容易に轉換し得たり、又資本設備によつて容易に代替しうるものである場合には、當該労働に對する伸縮性は大きいとはなければならぬ。

第二に需要の伸縮性は、一つの財貨が他のある財の生産費用に於ていかなる部分を占めるかによつて異なる。生産費用として占める部分が少ない場合には、當該財貨の價格騰貴によつて全體費用の騰貴する程度も低く、従つてその需要の伸縮性は低いのである、例へば固定資本や原料の爲に要する費用が賃銀總額よりも遙かに多い産業に於ては、労働に對する需要の伸縮性は低いといへよう。

第三に一財の需要の伸縮性を規定する條件は、當該財貨を以て生産せられたる財貨の需要の伸縮性の程度如何である。もしある労働者の従事してゐる産業の生産物が需要の伸縮性の少いものであるならば、かゝる産業の労働に對する需要の伸縮性は少いに相違ない。

第四に、ある生産手段に對する需要は、之と協同して用ひられる他の生産手段の供給が伸縮性を有する程度に應じて伸縮性を異にする。即ち例へば、原料、機械等の供給が直ちに増加し得ない場合には、當該企業に従事する労働者に對する需要は著しく伸縮性を欠くことになる(註)。

(註) Salz, A. "Der Begriff d. "Elastizität" in der Theoretischen Nationalökonomie." Z. f. Sw. u. Sp. 1927 五七

卷参照

此等の條件を特定の方法に基づく労働賃銀引上げの試みに照し合せて、名目上の賃銀引上げがどの範囲まで、いかなる仕方にかつて、労働者の利得となり、國民經濟にとつてどんな影響を及ぼすかは綿密にピグーが検討した所である(註)。こゝでは、我々はたゞかゝる研究がなされたことを指摘するに止める。我々がいはんと欲する所は、現代の精巧なる限界生産力の經濟理論が、勢力説論者のいふ頗る漠然たる「社會的勢力」の作用をよく經濟的に翻譯し且つ咀嚼してゐることを指摘すればよい。

(註) Pigou, A. C. 'Economics of welfare', 第三版、一九三二年。

勢力の作用が上記諸種の形式に於て經濟理論的に説き明かにされてゐるといふことは、とりもなほさず、社會的勢力が經濟法則と對するものでなく、經濟法則を否定することなく、たゞ之を遂行し、且つその域内に於て働くものであるといふことに外ならない。それと同時に、ある勢力が一定の經濟的效果を狙つて市場經濟に作用せんとする場合に考慮しなければならぬ經濟的效果關係を、それは經濟法則的知識から獲るのである。

即ち、例へば國家的なる經濟政策の當局者が、自由競争市場に於て當該市場に於ける價格と異つた效果を目指して、ある價格を求めようとするならば、その勢力作用が市場の自由競争を妨げて、或ひは獨占の形に於て、或は供給の移動性に影響を及ぼす方法に於て、或ひは又何等かの手段によつて需要の伸縮性を變更することを目指さなければならぬのである。而して、それが可能であり、成功する限度に於て、當該政策は、市場價格以外の點に價格を定めることができるのである。但しかく規制されたる一市場型態の下に於て、競争市場と異つた效果が生ずるとは固より豫め期待しなければならぬ。

例へば國家はその政治的支配力を以て、ある生産物の數量増加を確保する爲に當該産物生産業に一定勞務に任意の人數を割當てんとするならば、先づ國民の職業選擇の自由を禁止し、職業轉換を禁止する等、競争市場を全く廢除し、又事實上それが實行可能でなければならぬ。之が可能なる限りに於て必ずしも賃銀の引上げによる労働者の吸引は行はれなくとも済む。——例へば我が國の勞務者徵用。今日の日本においては、賃銀の引上げによつて特定産業に労働者を吸引するが如き餘裕ある方法は採用し得ない。——而して生産數量の増加が確保せられる場合に、それがもし自由市場にそのまま提供せられるならば、需要の伸縮性の少いものにあつては、價格の暴落は免れ難いのであつて、それは私的企業をして持續的經營を困難ならしめるであらう。併しもし國家が當該商品の主要なる需要者であるならば、その需要を任意に調節することによつて、價格の低落を防ぐことができるであらう。

換言すれば、競争市場に於て、需要と供給の規制者であり、生産と消費の分量並に方向の指導機關であつた所の市場價格を人爲的に左右しようとするならば、之を企てる當局者は、その支配せんとする財貨の競争性、移動性、伸縮性を充分に考慮しなければならぬのである。即ち當局者の勢力の作用の仕方は、市場機構をそのままにして置いて、一方に於て従來の經濟的相互關係を許しつゝ、それと並存的又は對抗的に行はれるべきものでなく、——即ちそれは不可能なのである——豫め當該市場機構を規制する形に於て行はれなければならない。

更に又勢力は、かく規制されたる市場機構の下に於て生れてくる經濟的聯繫をば、事後的に變へることができる。即ちいはゆる經濟的價値の再分配の形に於て、當該市場經濟の生産並びに分配の關係を變更し、その方向を指導することができる。

略言すれば、勢力の問題は、一定の市場經濟の前後に於て論ぜられなければならない。

之を現代の統制經濟の問題に引移して考へる時、國家の勢力はいかなる形に於て市場經濟を規定するか。――

四、統制經濟に於ける國家の勢力の位置

こゝに國家の勢力といふ時、廣く一般にはゆる國家活動又は政治上の活動の目的は姑く問題の外に置かれる。即ち國家の政治的、經濟的活動の目的は、必ずしも經濟的なるものとは限らない。否や國家の活動の本來の領域は、經濟的財貨の調達よりも、その調達を必要ならしむる所の一層根本的なるものに在るといへよう。經濟外的と稱される所の政治的、社會的、民族的、文化的なる諸種の目的に、多くの經濟政策は仕へるものである。これ等の必要は、經濟にとつては一應條件として受取られる。國家が例へば自給自足の政治的要求を規定する時、戰爭遂行の爲の國民經濟の武裝を要求する時、それ等は與へられたる要求として想定される。而して國家の經濟政策の問題は、――又こゝで國家の勢力と經濟との關係が問題にされる場合には――國家が今日市場經濟的に構成されたる國民經濟を監督、指導して、以て與へられたる國家的、政治的必要を滿たす限りに於て最も目的合理的なる經濟の秩序を生み出すことに在るのである。此經濟的合理性を目指して、いかなる方法に於て國家の勢力が作用するか、而していかなる經濟秩序がとられるか、これこそは即ち現代の統制經濟に於ける經濟政策の根本問題である。

そこで我々は次に國家の勢力の方向を語るに當り、現實の國民經濟の動向と、國家的統制を必要ならしめたる目的とを一應指摘して置く必要がある譯である。

極めて簡単にいつて、今日の國家的統制の目的は、わが國民經濟の生産力を戰爭の完遂、新東亞の建設に必要な方向に向つて編成することにある。然かも此必要の緊迫さと莫大さと長き將來に亘る新秩序建設の任務とは、我が國民經濟の部分的、一時的なる修正や訂正に止まらないで、全面的な再編成を必要とするものである。いはゆる

總力戰の總力戰たる所以は、今日の我が國民經濟の任務をして、一時的消耗に支障なからしむる生産の再編成にあるのでなく、持續的生產戰たることに於て、國民經濟の全面的なる方向轉換を必要とするものである(註)。

(註) 總力戰の經濟的意義は、中山伊知郎博士「戰爭經濟の均衡理論」(國防經濟總論)第一章に詳しく力説されてゐる。

この意味に於て國家的經濟政策の全體としての方向に根本的な價值轉換が必要になつたといひ得るであらう、即ち從來の經濟政策一般の方向が國民的福祉、厚生の觀念に導かれてゐたのに對し、現代の經濟政策の目標は、常に全體として國家的なるもの、又は廣い意味で國防的なるものへ轉換してゐるのだといふことができると思ふ。通俗的比喩的に兩者の關係を表現すれば、私益を通じて公益をといふ考へ方から、公益を通じて私益をといふ考へ方に轉換する必要があるのだといへる(註)。

(註) 赤松要氏はその綜合辨證法の論理を以て、歴史的構造矛盾の梗概を媒介として、自由經濟から國防經濟への辨證法的發展を説かれる。而して氏は國防經濟學を以て政策學であると規定し、從來の客體の理論と性格を異にすると説かれる。併し惟ふに、國民經濟に對する國家の態度とその價值評價に於て、異なるものがあるにせよ、國家として從來の國民經濟全體としての方向に就ては、個人主義的なる社會的厚生と云ふ主體的なる目的觀念があつたと見るべく、その限りに於ては例へば、厚生經濟學は、同じ論理的意味に於て政策學であるといふことになりはせぬであらうか。然かも厚生經濟學の當の代表的提唱者たるビグーに於て、理論と政策の峻別が主張されてゐるのを見るのである。而して筆者も又ビグーに於けると同様、兩者を一應區別し、後者を以て目的論的技術學と解するものである。

さて、現代の國民經濟の課題がかかる國家的目的の達成にあるとする時、現實の經濟の秩序はいかなる方向に向けるべきであらうか。

從來の國民經濟の秩序の基本的なる性格は周知の如く、交換市場の自働的調節を中心とする自由經濟の機構であつた。然るにこの秩序の構造的變化は、今日既往の自由經濟機構へ戻らんとするが如き政策を不可能ならしめてゐる。このことも亦、多くの人々によつて指摘されてゐるが私は今一國內の問題として見る時、獨占的組織の發達、私的企業の公共性の増大、企業の市場適應性の減退(競争の損失の増加)等を指摘して嘗て説明した(註)。

(註) 氣質、經濟政策の根本問題 後篇及び本誌三十六卷、七號、拙稿参照。

斯様な歴史的動向を顧みるならば、現代の歴史的使命を果すべき經濟政策は、先づ何としても國民經濟の組織化、獨占の全體化の方向に向ふべきものと考へられる。實にかゝる組織化を通じてのみ、國家的要求の計畫的遂行が全面的に可能なのであつて、全體的組織網なくしては、國家的意志を國民經濟の末端まで貫き通すことは容易ではない。現在の我が國の經濟政策上の必要から見ても、我が國民經濟の全體的組織化が緊喫の必要不可欠であることは、改めて指摘するまでもない。各種産業における統制會の設立といひ、産業報國會の結成といひ、その他國民職業指導所、食糧營團の全國的組織化や又中小企業の整備といひ、組織化の必要のみが目的ではないとしても、なほそれを一つの重要な課題としてゐるものに外ならない。

併しながら、かく組織化されたる國民經濟について、更にその市場經濟の本質を奪ふ所までは、今日の國家政策は考へられてゐない。我々はなほ、統一的に組織化されたる市場經濟が現代國民經濟の秩序の一つの基本的性格であると考へてよいであらう。

元來市場經濟にあつては、個々の商品の生産の方向と分量とを指導するものは、市場に現れる有效需要である。従つて購買力のある需要のみが當該國民經濟に於て満たされ、然らざるものは満たされない。現代の統制經濟が市

場機構を一應是認する限り、此原則も亦是認されなければならぬ。

故に此基礎の下に國家が生産の方向を指導する方法は、一つには財政的手段によつて、私的購買力を吸収し、他方國家の購買力を造出することである(租税、公債政策)。もし國家の需要が戦時に於ける如く頗る多量且つ多額且つ急速を要するならば、之と市場に於て競争する私的消費需要を抑制する必要があるのであるが、各經濟單位について千差萬別で且つ變化し易い私的消費需要は統一的組織化が容易でなく、抑制、指導するに最も困難なるものである。一般的な方法としては、國民の精神的動員、國家目的の認識、自覺的協力の精神を發揚せしめ、自發的に國民各自の需要體系を變更せしむることが必要である。而して現實にはかゝる場合には後に説く如く、強制經濟的性格を持つに至るのを常とする。

之に反し私的投資需要は比較的に指導統制を行ひ易い。即ち私的企業の設立、起債、株式募集、積立金、利益處分の方法等につき、國家はその國家的必要性に脱み合せて經濟主體の生産的活動を一定の枠内に規定することができる。

更に又國家は市場價格を支配して、(價格公定、利潤制限)商品の生産と消費の方向に影響を與へることができ。即ちある商品の生産を奨励する爲に、或は又之を抑制する爲に。併しかゝる價格政策は、その對象とされる商品の需要並びに供給の伸縮性をよく考慮して、その對策を豫め考へて置かなければ、その目的を達し難いものがあることは既に既に述べた通りである。

斯くの如き方法によつて、私的購買力の發動、即ち各經濟主體の所得の處分の限界を劃し、その方向を指導する經濟統制を、指導經濟と呼ぶならば、實際の必要に應じて、國民經濟の再編成の爲にとられる更に進んだ統制經濟

の型態は、強制經濟又は命令經濟に進展する。それは前述の價格的統制から進んで直接に物的量の統制の形をとるに至るのである(註)。

(註) 指導經濟と強制經濟との區別は、高田博士の提唱する條件統制と需給統制との區別に比して、其範圍に於て類似してあるが、必ずしも等しくはない。例へば價格公定の如きは、私の區別では指導經濟の中に入れられるが、高田博士にあつては、需給統制である。

強制經濟にあつては、生産せらるべき各種財貨や生産手段の量、消費しうべき各種財貨の量について部分的に或は全般的に、その用途について配給がなされる。配給の原則としては、消費財については、平等の原則がとられるのが普通である。平等といつても單純なる平等でなく、社會的生活力を考慮せるある差等を以つた平等である。即ち平等配給は單に倫理的な意味の公平を目指すばかりでなく、國民の社會的生活力、ひいては經濟的勞働力の確保を目指す意味をもつものである。かゝる量的配給、割當ての制度が擴大するにつれて、個人的消費の自由は次第に失なはれて行くに相違ない。又此自由を抑壓し、國家的に限定してゆかなくては、強制經濟は行はれ難いであらう。生産手段の方向は、國家的必要の立場から判斷して、國家需要の充足に必要な財貨並びに資材、勞力の持續的生產を可能ならしむる様に割當てられると見るべきである。強制經濟が市場經濟の土臺の上に立てられる限り、全面的にあらゆる生産部面で亘つて、かゝる經濟秩序を生み出すことは不可能といつてよく、又現に我が國の實際について見るも、指導經濟と強制經濟とは併存してゐるのである。が何れにしても、消費選擇の自由は勿論、勞働選擇の自由すら次第に限定され、絶對命令的に一定の任務に従事し、一定の財貨を生産し、一定の財貨を消費しなければならぬといふ領域が擴がつてくることは明白である。

強制經濟はその原則に於て、市場價格的なる需給の調節に頼らずして、直接に物的均衡を謀らんとするものである。實際の國家的必要量は、一應市場價格の高低如何に係りなく、強制的な方法によつて國民經濟に於て生産される。個人的なる消費需要も亦國家の計畫的配給に従つて物的に割當てられるのである。

かゝる直接的、強制的な方法を採用する必要は、一つには市場價格の操作によつて現實のさしせまつた莫大なる國家的必要を充たす餘裕が存しないことに基づく。即ち國家は、市場經濟的に、その必要とする商品の價格を引上げて、生産を刺激し、生産者の利潤追求の行動を通じてその所要量を確保しうるならば、敢て強制的手段に訴へる必要はない。併しそれには、利潤の刺激に應じて生産手段が他の不要不急産業から容易に移動するといふ餘裕が存しなければならぬ。勞働力についても、賃銀を引上げて、勞働者を吸引するといふ方法は、勞働力の供給に餘裕があることを豫定しなければ、摩擦と障害を起さずには効果を達し得ない。往々にしてかゝる競争市場を利用する方法は、相互に競争對立を激化し、生産要素の移動を徒らに激しくして、産業不安を惹起し、不要、不急ならざる、國家的にも重要たる生産業全體に勞力、資材の供給を不圓滑ならしめる懼れの濃いものである。現に我が國に於ける勞務者爭奪、引拔きの競争が國民經濟的にも、難き弊害として、緊急對策が叫ばれたのも、供給の餘裕のない絶對的欠乏の下に市場經濟的調節を謀つたからに、ならない。

強制的な方法が必要ならしめる理由の第二は、前述の事情の反面を爲すものであるが、國家が市場價格の自動的調節作用を排除する爲に、一般的に物價の自由變動を制して、最高價格制又は適正價格制を採用することである。同時に、勞働力についても最高乃至適正賃銀を制定する。この事は國家自體が價格調節を行ふ爲に必要である許りでなく、一般的通貨膨脹に基づく物價の悪性循環を防ぐ爲も必要となる。急激、莫大なる國家的消費需要を賄ふ

爲に國家が造出せる通貨が市場に流通して、市場に供給せられる商品に對する現在の購買力となるに對し、國家が買入れたる商品はそのまま單純に消耗せられ、將來の生産財たる位置を必ずしも保たないことから起る所のいはゆるインフレーションは、市場價格を無拘束に放任する時は悪性循環を醸せざるを得ないのである。

斯くの如き方法に於ては、市場の價格は、必ずしも商品の生産費用と一致せず、商品（此場合商品といふ言葉はもはやふさはしくない）の量的均衡だけが強行的に維持される。

強制經濟に於て、専ら物的均衡が目論まれて、市場價格的均衡が破壊される時に、各商品の生産費と之に對する限界效用との合致に於て成立した價值的均衡は故に破壊されざるを得ない。併しながら、國民經濟の土臺を市場經濟に置く限り、價值的均衡を破壊したまゝで持続的再生産を續行することは經濟的に不可能である。生産費が生産物の價格によつて償はれない場合には、同一の規模に於て生産を繼續することはできない。又生産費と價格と需要の強さが一致する適應能力が承認されなければ、市場經濟の合理性をも保持することはできない。總ての土地も労働も、資本財も、市場的有效購買力に向つて働く力を奪はれるならば、こゝに生産費は生産物の價値と必ずしも一致せず、あるものは生産費以上の價格で、あるものは生産費以下に於て需要せられたのであつて、此不均衡を訂正するに、市場價格の操作以外に國家はいかなる手段を必要とするであらうか。物資の量的均衡を妨げないで、價值的均衡を保つ道は何であらうか。

五、強制經濟と共同經濟の秩序

こゝに於て考へられる方法は、——然も現實に採用されてゐる方法は——かゝる不均衡に悩まされる産業の共同經濟化である。即ち價値と價格と生産費との不均衡は國民經濟の全體としての共同計算に於て之を負擔し、解決し

ようとするものである。

共同經濟とは、例へば、之まで國民の基礎教育の爲に國家が國民全體の負擔に於て、國民各自の需要を充足してゐる場合に見られる一つの經濟秩序の原理である。市場經濟を支配する原理は之に反して、個々の需要は個々の費用を償ふに充分でなければならぬといふ費用原則によつて貫かれてゐるといへよう（註）。

（註）共同經濟化に關する一層詳しい研究は後の機會に譲ること、したい。一般的に國家財政は共同經濟的原理によつて支へられてゐるといつて差支へないであらう。

共同經濟化は、統制經濟社會に於ける一つの經濟秩序を意味するものであるが、之を勢力と經濟との前述の論理的關係に分析して見れば、規制されたる經濟の市場的分配の結果を再分配の形に於て經濟に作用せんとするものである。前述の指導經濟と強制經濟との形に於ける國家活動が經濟の前に在る勢力であるとするれば、之は經濟の後に在る勢力の作用であるといへる。

共同經濟化は之を二つの領域に區別して見ることが出来る。その一つは生産に於ける共同經濟化であり、他の一つは消費に於ける共同經濟化である。

生産の共同經濟化を通じて生産費と價格の喰ひ違ひより生ずる不均衡は、國家的負擔に於て差し當り解決される。即ち國家はかゝる企業經營の損失補償の責任を負擔し、企業を國家の責任に於て經營せしめる。單に企業の損失補償のみならず、利益補償をすら國家が引受けるのである。之が再分配的作用であるといふ意味は、結局損失が、市場經濟的に生産せられたる収益の一部を國家が徴收して以て補償されなければならぬからである。最近我が國に簇生する國策會社や營團、金庫のあるもの（例へば南方開發金庫、重要物資管理營團、農地營團、交通營團等々）は

一方に於て、容易に生産の方向や量を國家的必要に副はしむる目的で經營されると同時に他方に於て、市場經濟的に破壊される價格と生産費の不均衡を繕はんとする役割を果すものである。

現在の戰爭遂行の爲になされるかゝる再編成が、武力戰の一應の終結の後に於て再び方向を轉換すべき必要に迫られる時、現在の營團や金庫、國策會社のあるものは或は解消するものがあるかも知れないが、併し現代の統制經濟の基本的動向として、共同經濟の秩序はむしろ更に展開し、新しい再編成の爲に更にその領域を開拓するのではないかと思はれる。

既に共同經濟的生産が、市場經濟的なる損失を共同の負擔に於て償ふとすれば、他日、市場經濟的利益の獲得せられる場合に、之が私經濟的に分配せられないで、共同經濟的に、乃至は國家的に處分せらるべきであることは當然であらう。

共同經濟的秩序の再分配的作用は、消費の面に於ける共同經濟化に於て最も典型的に現れる。之は例へばその方法に於て一種の社會保險の原理によるものであり、國家的又は共同經濟的なる消費を個人的に消費者各自に消費需要額に應じて割當てるのでなく、むしろ消費欲望に應じて強制的に割當てんとするものである。之が爲に國民の消費生活はそれだけ國家の消費生活の中に吸收されることになる。之によつて個人的觀點よりする目的合理性は否定されるかもしれないが、それは國家的合理性の中に取入れられ、止揚されると考ふべきである。而して之によつて半ば強制的に、各經濟主體の需要體系が變化せしめられるならば、價值と市場價格との背離は緩和され又は統一されることになるであらう。

こゝに共同經濟の秩序といふ場合、我が國で現在行はれてゐる、食糧營團等が之に屬すると考へられるが、之としばしば混同せられる所の市場經濟的補助金政策と區別しなければならぬ。兩者共にその方法に於て、補助金が用ひられることは等しいけれども、一般に從來の補助金政策にあつては、市場經濟的に活動する私營利企業が、經濟的經營の困難なる場合に、一時的に之に補助金を與へて、やがて獨立の營利企業として成立せしめることを目的としてゐる。而してかゝる補助金政策(生産獎勵金、輸出獎勵金、租税・運賃の免除その他)は市場的營利を尊重ぶ立前からは、寧ろ異端視される傾があるのである。

然るに共同經濟的の原則といふ場合には、個々の需要がその市場價格を代償として充足されるのでなく、いはゞ強制的に生産費用の共同負擔又は消費需要の共同充足が出發點に於ける前提である。故に我が政府が米穀を農民から買入れたる際に要する費用より低廉なる價格で國民全體に米穀を賣却する場合は、その差額は農民に與へる補助金たる性格よりも、むしろ不足せる有效購買力を國家として共同經濟的に補ふものといふべきである。

從來の市場經濟に於ても、共同經濟の秩序は並存し、曩に一言せる如く國家經濟に於て充足せられる全體需要や共同需要は何れも此原則に基づくものといへる。消費の共同負擔の對象になり得る財貨は、原則として需要の伸縮性の低い國民の一般的必要とする種類のものに限られる傾があるが、國民經濟のあらゆる面に於ける組織化、統制化に伴ひ、共同經濟の可能性と必要性は増大するであらう、かくして統制經濟の下に在つて、個人主義的合理性を確保するに必要なる條件であつた消費選擇の自由や労働機會選擇の自由は漸次狭められざるを得ない。蓋し之を狭めずしては、統制下に於ける經濟價值的均衡を恢復する作用は確保されないからである。而して我々は統制經濟への合理性を新に全體主義的觀點から、私經濟的合理性を發展的に解消せしめる意味に於て生かすことを考へなければならぬ。その途はずなはち、共同經濟の原理の全體の合理性に求められなければならない。

附記 本稿の骨子は、本年度の日本經濟學會に於て要約して發表したものである。最後の共同經濟に關する所論にはなほ多くの論議すべきものがあると考へるが、後日を期することにした。殊に市場經濟的不均衡が共同經濟の領域に移されて一應の解決をみるとしても、今度は市場經濟と重複する共同經濟の均衡保持がいかなる條件の下に可能であるか、次の問題として登場してくるであらう。

經濟圏支拂決済制度に關する若干の考察

金原賢之助

一 經濟圏經濟の二形態

第二次世界大戰を契機として招來されつゝある變革過程に於いて、世界經濟が果して如何に構成されるであらうかは未知數に屬すると言ふことが出來よう。固より現實の事實として、我が日本を初めとし獨伊の樞軸國側が、既に經濟圏を結成しつゝあり、それが將來より發展を示すであらうことには明白であると言はねばならぬ。ところで、經濟圏の結成は既定の事實であるとしても、續いて起る問題は、之を如何にして維持し、如何に運営して行くかといふことである。而してこれが維持運営問題の一つとして重視しなければならぬものは、圈内支拂決済の體制である。蓋しこの體制がよく構成せられて、圓滑に運営されなければ、結局經濟圏そのもの、崩壊を招來する虞れがあるからである。

しかし乍ら、經濟圏の支拂決済體制を考察するに當つてなほ一つの問題が横はつてゐる。即ちそれは、現在は正に世界戰爭の渦中にあり、従つて大戰後に來るべき經濟新秩序の態様を如實に想定することが至難だといふことである。之を純理論的にみても、果して世界經濟が數個の經濟圏に分裂して了ふものであるか、それとも世界經濟が數